

課題

- 離島においては、医療施設数、病床数などの量的拡大は概ね目標を達成しましたが、医療施設の診療科目や診療機能などの質的向上を図る必要があります。
- へき地における医師の確保については、二次医療圏内では十分な対応ができない状況にあるため、県全体で対応していく体制の整備が必要です。
- 離島と本土の医療格差を是正するには、IT（情報技術）の活用を図り、今後、病院間の医療画像伝送システムや医療分野における各種情報機器、ネットワーク等の整備を進めていく必要があります。
- 離島の二次保健医療圏域において、市町村合併が協議されていることに加え、圏域内の効率的な病床運用を図るために、離島医療圏組合病院を中心に、病院診療機能分担、病床再編等について検討していく必要があります。
- 無医地区等は減少してきているものの、小離島等医療に恵まれない地域があり、これら地域の人たちの健康管理を今後も確保していく必要があります。そのため、無医地区・小離島等健康管理事業のあり方を今後検討していく必要があります。

【離島医療の用語】

無医地区とは

- ◎医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域に50人以上が居住している地区で、かつ容易に医療機関を利用できない地区

へき地中核病院とは

- ◎へき地診療所への医師派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院で知事が指定したもの（国立病院長崎医療センター、五島中央病院、対馬いづはら病院）

第9次へき地保健医療計画とは

- ◎国は、平成13年度から平成17年度までを期間とする第9次へき地保健医療計画を策定した。この計画では、へき地医療対策について、従来の二次医療圏単位の対策からより広域の都道府県単位の対策を求めており、そのために、「へき地医療支援機構」を都道府県に1カ所設置することとされている。

- ◎へき地医療支援機構の活動をスムーズに進めるため、医師等の医療従事者の確保やへき地診療所等への派遣、へき地医療従事者に対する研修の実施を行う「へき地医療拠点病院群」を構築することとされている。

施 策

①へき地医療支援機構の検討

国第9次へき地保健医療計画を踏まえて、へき地医療支援に県単位で取り組むため、へき地医療支援機構の設置を検討します。

②医療施設整備の充実等

離島医療圏組合病院や公立病院を中心として、診療機能の充実に努めるとともに、診療機能の分担により医療資源の有効活用を図り、二次保健医療圏域での完結した医療提供体制を目指し、併せて、へき地診療所の設置・運営を支援します。

③医療情報システムの導入・活用

本土との遠隔医療システムや医療情報ネットワークを進めるとともに、在宅医療システム等を導入する等、離島における医療情報システムの導入・活用を推進します。

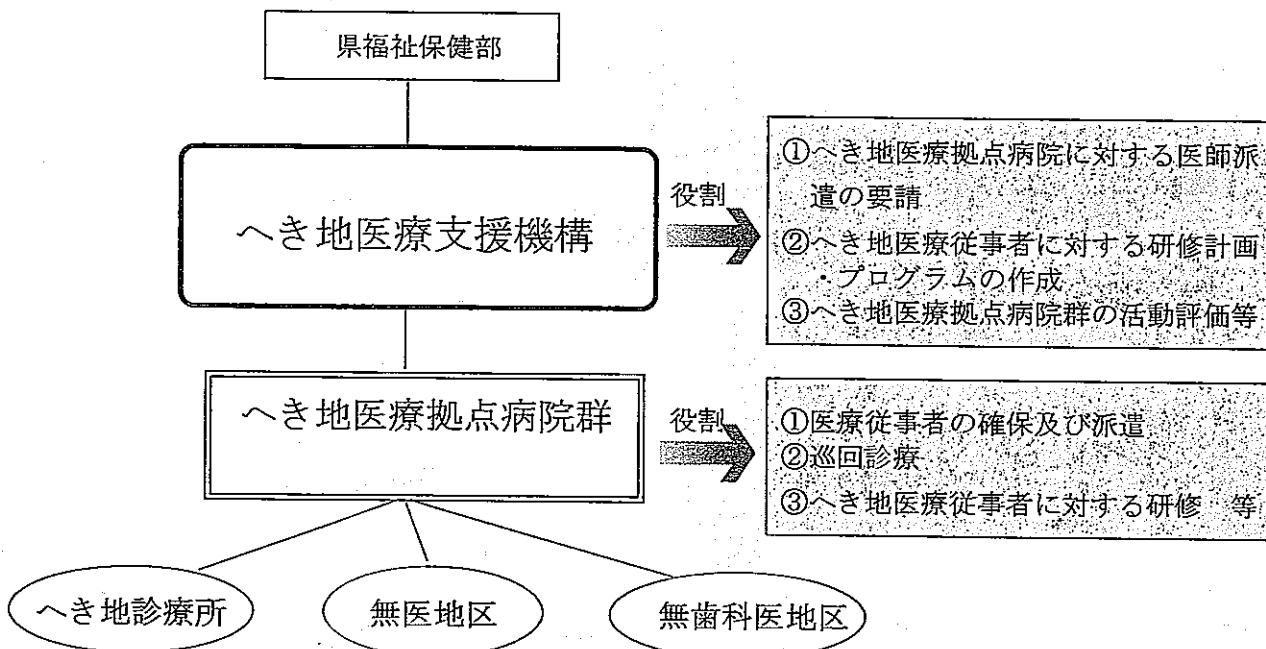
④市町村合併への対応

市町村合併の進捗を見ながら、地域の実情を踏まえた医療提供を検討していきます。

⑤無医地区・小離島等の健康管理

無医地区・小離島等医療に恵まれない地域の住民の健康管理については、今後とも引き続き確保していきます。

長崎県におけるへき地医療支援概念図



第2節 離島の医療従事者の確保

～離島に勤務する医師等の養成と確保～

本土部と比較して相対的に不足している離島に勤務する医師を養成するとともに、同様に不足している看護職員、薬剤師、その他の医療従事者の確保を図ります。

現 状

(1) 離島に勤務する医師等の不足

- 「長崎県医療統計(平成10年)」によれば、平成10年12月31日現在の本県における医師数(医療施設従事者)は、本土部3,245人、離島部219人、県計3,464人、歯科医師数(医療施設従事者)は、本土部1,012人、離島部75人、県計1,087人となっています。
- 人口10万対率でみた医師数は、年々増加する傾向にありますが、離島においては、本土部と比較して、医師数は半数以下、歯科医師数は半数強と相対的に不足しており、特に離島に勤務する医師を養成し、その確保を図る必要があります。
- ◎表3-2-1 離島に勤務する医師数と本土に勤務する医師数の比較(人口10万対率)

		平成2年	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年
医師	長崎県計	202.5	208.1	214.7	221.6	226.2
	本土計	218.7	224.4	229.1	236.4	240.7
	離島計	100.4	101.5	112.0	115.5	119.4
	全国計	164.9	169.9	176.6	183.0	187.3
歯科医師	長崎県計	57.5	63.7	69.0	69.6	71.0
	本土計	61.2	68.2	72.8	73.8	75.1
	離島計	33.6	33.8	42.0	39.2	40.9
	全国計	58.3	60.8	63.3	66.3	67.7

資料：長崎県医療統計

(2) 離島の医療機関における医師確保の状況

- 長崎県離島医療圏組合病院及び市町村立診療所等に、以下の表のとおり医師が配置されていますが、離島の63診療所等のうち常勤の医師が配置されているのは約6割で、不足する医師は、離島医療圏組合病院からの派遣診療や複数診療所を1人の医師が兼務するなどにより対応されています。

◎表3-2-2 離島の公的病院医師数

(平成13年3月31日現在)

区分	計	※その他：耳鼻咽喉科、脳神経外科、皮膚科								
		内科	精神	小児	外科	整形	泌尿	婦人	眼科	その他
五島中央病院	26	9	3	2	4	3	1	2	1	1
富江病院	4	3			1					
奈留病院	4	3			1					
上五島病院	16	5	1	2	3	2	1	2		
有川病院	4	2			2					
奈良尾病院	4	3			1					
壱岐公立病院	13	4	1	1	3	2		1	1	
国立壱岐病院	4	4								
対馬いわら病院	23	5	4	2	3	3	1	2	1	2
中対馬病院	9	3		1	2				1	2
上対馬病院	8	3		1	2	1		1		
上記の計	115	44	9	9	22	11	3	8	4	5

資料：離島医療圏組合等調べ

◎表3-2-3 離島の診療所(国保診療所・へき地診療所等)における医師の勤務状況

二次医療圏名	公設診療所等 設置市町村数	診療所等の数 (出張所含む)	医師の勤務状況			
			常勤	非常勤*兼務	派遣	合計
長崎	4	5	5			5
佐世保	1	2	1	(1)		1
県北	4	5	4	(1)	1	5
五島	4	17	9	(9)		9
上五島	6	12	9	(3)	3	12
壱岐	1	2	1	(1)		1
対馬	6	20	7	(5)	8	15
合計	26	63	36	(20)	12	48

資料：自治体病院等開設者協議会調べ

(3) 離島に勤務する看護職員・薬剤師・その他の医療従事者の状況

○「長崎県医療統計(平成10年)」によれば、平成10年12月31日現在の本県における看護婦・保健婦等の看護職員数は、本土部16,980人、離島部1,482人、県計18,462人、薬剤師数(医療施設従事者)は、本土部1,524人、離島部107人、県計1,631人となって います。

○人口10万対率でみた看護職員数及び薬剤師数は、年々増加する傾向にありますが、離島においては、本土部と比較して、看護職員数は約6割強、薬剤師数は半数以下と相対的に不足しており、特に離島に勤務する看護職員及び薬剤師の確保を図る必要があります。

○離島の病院等に勤務している理学療法士(PT)、作業療法士(OT)等、その他の医療従事者についても、本土部と比較して不足している状況にあると考えられるため、その確保を図る必要があります。

◎表3-2-4 離島・本土に勤務する看護職員数及び薬剤師数の比較(人口10万対率)

区分	平成2年	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年
看護職員	長崎県計 927.0	978.4	1070.1	1153.3	1205.5
	本土計 985.0	1035.3	1126.0	1211.8	1259.5
	離島計 561.5	605.2	669.8	734.6	808.2
	全国計 641.9	679.2	731.1	781.9	825.8
薬剤師	長崎県計 66.7	77.4	86.5	99.2	106.5
	本土計 70.4	82.4	91.5	105.1	113.0
	離島計 43.4	44.0	50.8	56.7	58.4
	全国計 72.8	76.9	85.1	94.4	103.0

資料：長崎県医療統計

課題

●離島の住民が、疾病の予防・治療、健康増進、リハビリテーションといった総合的かつ適切な医療を安心して受けられるよう、医師、歯科医師、看護婦、薬剤師等の医療従事者の確保を図る必要があります。

●特に離島で勤務する精神保健指定医の確保に苦慮しているため、その確保体制を整える必要があります。

施策

(1) 独自の制度等により離島に勤務する医療従事者の養成・確保を図ります。

①離島に勤務する医師の養成・確保

➡ 長崎県独自の医学修学資金の医学部学生への貸与及び自治医科大学への医学生派遣により、離島に勤務する医師の養成・確保を図ります。

②医学修学生等実地訓練事業

➡ 医学修学生及び自治医科大学生に対し、在学時から離島医療の必要性を理解してもらい、離島勤務への意欲高揚を図るため、関係病院等において短期研修や施設見学等を実施します。

③離島に勤務する医師への再研修等の実施

➡ 既に定着医として離島医療圏組合病院等に勤務している医師に対し、医療技術の向上や最新知識・情報の習得を図るため、再研修・再々研修を実施します。

(2) へき地診療所等に勤務する医師を充足するため、「へき地医療支援機構」等について検討します。

①へき地医療支援機構についての検討

➡ へき地診療所等への医師・歯科医師等の派遣・調整を主な役割とする「へき地医療支援機構」について検討します。

②精神保健指定医の確保

➡ 特に離島でその確保に苦慮している精神保健指定医について、県立病院等で確保し離島に派遣する方法等を検討します。

③医師等の研修体制の拡充

➡ 離島などのへき地に勤務する医師の医療水準の向上を図るため、へき地医療支援機構等を中心に、研修体制の拡充を図ります。

(3) 看護職員及びその他の医療従事者の確保・定着を図るため、次のような施策を推進します。

①離島医療圏組合における医療従事者の養成

➡ 离島医療圏組合において、修学資金の貸与制度により、看護婦、薬剤師、理学療法士、作業療法士等の養成・確保を図ります。

②離島の看護情報の提供

➡ 看護学生に対し、在学時から離島医療の必要性を理解してもらうため、県内の看護学生及びしま出身の県外看護学生に対し、情報誌等によりしまの看護情報を提供します。

③研修の実施

➡ 研修の機会が比較的少ない離島で勤務している看護職員を対象として、地域医療のニーズに即応した研修を実施します。

④その他の医療従事者に対する研修の実施

➡ 离島に勤務する薬剤師等の研修を充実します。

第3節 離島の救急医療体制の整備

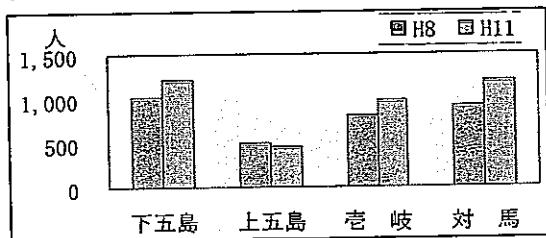
～離島の安心できる救急医療体制をめざして～

すべての県民が安心して生活できるように救急医療体制を整備していますが、本県の地形の特性として離島が多く、各救急医療圏域で完結する患者から人命に関わるような救急患者の搬送まで様々な対応が図られています。

現 状

- 離島における救急車の搬送人員は、ほとんどの地域において増加傾向にあります。
- 医療機関においては、MRI（磁気共鳴診断装置）等の救急医療に必要な設備整備や医師等の医療従事者の確保により、救急医療の質の向上が図られています。
- 消防機関においては、救急救命士の養成や高規格救急自動車の配備により、救急患者の搬送体制の充実が図られています。
- 平成11年度の救急車による平均搬送時間は、五島25.8分、上五島25.2分、壱岐25.1分、対馬31.2分（県全体27.0分）となっており、トンネル開通等の道路網の整備により、搬送時間の短縮が図られています。

◎表3-3-1 搬送人員の推移



(消防防災年報)

◎表3-3-2 医療施設(病院・診療所)及び医師の推移

圏域名	医療施設		医師	
	平成8年 (H8. 10. 1)	平成11年 (H11. 10. 1)	平成8年 (H8. 12. 31)	平成10年 (H10. 12. 31)
五島	47	51	71	76
上五島	30	30	39	36
壱岐	20	22	47	45
対馬	32	34	45	49

(施設：長崎県医療統計、医師：三師調査)

◎表3-3-3 救急自動車及び救急救命士の推移

消防名	平成8年(H8. 4. 1)				平成11年(H11. 4. 1)			
	救急自動車		救急隊員		救急自動車		救急隊員	
	うち高規格	うち救命士	うち高規格	うち救命士	うち高規格	うち救命士	うち高規格	うち救命士
下五島	7	0	79	1	7	1	70	3
上五島	6	1	54	0	6	1	57	3
壱岐	4	0	24	1	4	1	28	6
対馬	6	0	65	1	7	1	66	5

(消防防災年報)

◎表3-3-4 離島の救急医療体制

	五島地域	壱岐地域	対馬地域
初期救急医療体制	在宅当番医(福江南松医師会)	在宅当番医(壱岐郡医師会)	在宅当番医(対馬医師会)
二次救急医療体制	病院群輪番制病院(1病院) 救急医療協力病院(5病院)	病院群輪番制病院(2病院)	病院群輪番制病院(3病院)
三次救急医療体制	国立病院長崎医療センター、長崎大学医学部附属病院等へのヘリコプター搬送体制		
搬送実績(H8) 〃(H11)	64件 66件	48件 49件	50件 34件

*小値賀町及び宇久町は、北松地域の救急医療体制に入っています。

課題

- 島内における初期及び二次救急医療機関の連携を図り、救急医療体制を更に充実する必要があります。
- 島内において搬送時間の短縮を必要とする地域があり、道路整備等を含めた搬送体制を充実する必要があります。
- 離島の救命救急患者のヘリコプター搬送について、ドクターヘリや壱岐・対馬からの福岡への搬送等を検討する必要があります。
- 情報技術（IT）を活用し、離島の医療機関にて対応できる高度・特殊な救急医療の支援が受けられる体制を整備する必要があります。

施策

①離島の救急医療体制及び搬送体制の充実向上

➡ 初期（診療所）及び二次救急医療機関（病院）の連携体制及び救急車による搬送体制の充実向上を図るため、関係者との協議を進めます。

②離島の救命救急患者のヘリコプター搬送体制の検討

➡ ドクターヘリ等、ヘリコプター搬送体制の充実強化に向けて、関係者との協議を進めます。

➡ 壱岐、対馬からの福岡へのヘリコプター搬送について、関係者の意見を聴取しながら、福岡への搬送体制について検討を行います。

③情報技術（IT）を活用した診断・治療支援システムの推進

➡ 離島の医療機関にて対応できる高度・特殊な救急医療の診断・治療支援が受けられるよう、情報技術（IT）を活用した本土の高次医療機関による診断・治療支援システムの整備を推進します。

離島の救急医療体制模式図

